

5 福祉のまちづくり推進のための基盤づくり

戦略12 都民等への普及・啓発の充実

重点戦略6

(関係局：都市整備局、福祉保健局)

<現状と課題>

- 福祉のまちづくりを推進していくには、その推進主体である都民や事業者が福祉のまちづくりを理解し、自主的に取り組んでいくことが重要である。
- 都はこれまでも、福祉のまちづくりについての普及・啓発活動を行ってきたが、広報活動や研修の実施など、理解促進に向けた取組を今後も一層取組んでいく必要がある。

<主な施策と事業>

施策1 普及・啓発の充実

- 都民や事業者の福祉のまちづくりについての理解を深めるため、福祉のまちづくりの趣旨及び条例等をわかりやすく説明したパンフレット等の作成や建築士に対して建築物のバリアフリー化についての普及・啓発の促進を行っていきます。また、福祉のまちづくりに対して功績のあった者を顕彰するための表彰などを行っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末までの到達目標)
建築物のバリアフリー化のための 情報提供 (都市整備局) 都民、事業者、設計者等に建築物のバリアフリーに関する情報を提供しバリアフリー化を促進する。	バリアフリー新法、建築物バリアフリー条例や関連情報についてホームページに掲載、パンフレットの配布等を行い、情報提供し、バリアフリー法令等や、ユニバーサルデザイン、バリアフリーに関する理解促進を図る。	平成 21 年度以降も引き続き、ホームページ掲載、パンフレットの配布等を行い理解促進を図る。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>区市町村福祉のまちづくり取組発表会《平成21年度新規事業》 (福祉保健局)</p> <p>公開シンポジウムを開催することで、区市町村の福祉のまちづくりにおける先駆的な取組や事例を紹介し、他へ波及させる。また、同時に取組の評価やアドバイスを行うことでスパイラルアップ(継続的改善)を図る。</p>		<p>平成23年度末まで、年1回区市町村の福祉のまちづくりの取組についての発表会を開催し、取組内容について外部講師からの評価や課題に対するアドバイスをもらうことにより、区市町村の取組についてスパイラルアップを図る。</p>
<p>推進計画庁内推進体制とスパイラルアップの仕組みづくり (福祉保健局)</p> <p>スパイラルアップ(継続的改善)の仕組みによる計画の評価、進行管理の確立及びそれを行う庁内推進体制の整備を行う。</p>	<p>福祉のまちづくり推進協議会の下に設置する「推進計画評価部会」(仮称)及び庁内推進体制となる「評価委員会」(仮称)による検討</p>	<p>「推進計画評価部会」で検討した評価手法等に基づき年1回、評価委員会で計画の評価を行い継続的に改善を図る。</p>
<p>東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル(改訂版) (福祉保健局)</p> <p>福祉のまちづくり条例の改正に伴い新たな整備基準について普及・啓発を図るため、有償頒布を行う。</p>	<p>平成20年度中に東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルを改訂する。</p>	<p>都、区市町村、事業者及び都民など広範的に福祉のまちづくり条例の整備基準の普及・啓発を図る。</p>
<p>福祉のまちづくり功労者に対する知事感謝状の贈呈 (福祉保健局)</p> <p>福祉のまちづくりについて著しい功績のあった者を顕彰するため、表彰を行う。</p>	<p>毎年12月に開催される東京都社会福祉大会において、福祉のまちづくりについて著しい功績のあった者を顕彰するため、表彰を行う。</p>	<p>都民等に対し、福祉のまちづくりへの理解を深めるため、引き続き実施し、ホームページ等でPRを行う。</p>

施策2 研修等の充実

- 高齢者や障害者を含めたすべての人が、まちを移動する中で店舗等を快適に利用するためには、出入口の段差解消などのハード整備だけではなく、サービスを提供する従業員が、利用者の心理的・身体的等様々な特性を理解し、多様なニーズを把握しながら接遇をすることも重要です。そのための研修を実施していきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>事業者用教育訓練プログラムの作成《平成21年度新規事業》 (福祉保健局)</p> <p>店舗等においてサービスを提供する従業員に対し、人々の多様性への正しい理解、基本的な接遇・介助技術を身につける研修プログラムを作成する。</p>	<hr/>	<p>高齢者や障害者を含めたすべての人への理解を深め、多様なニーズにおもてなしの心で接客する店舗等を拡大する。</p> <p>○平成21年度 プログラムを作成し事業者団体等へ配布。</p>



戦略13 福祉のまちづくり推進のための仕組みづくり

(関係局：福祉保健局)

<現状と課題>

- 都民、事業者、区市町村及び都が、連携しながら福祉のまちづくりを進めていくための仕組みを強化し、情報交換や意見調整を行うことが必要である。

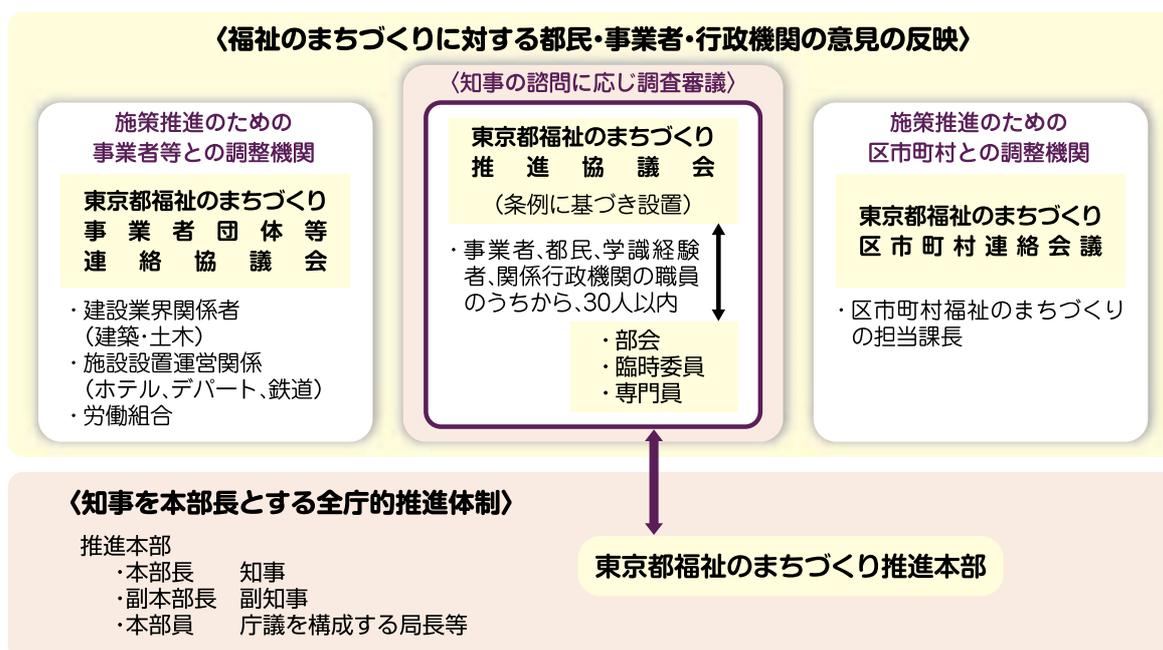
<主な施策と事業>

施策1 各種協議会等の運営

- 都及び区市町村、事業者、都民が、有機的な連携を図るため、「東京都福祉のまちづくり推進協議会」、「東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会」、「東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議」等を開催し、福祉のまちづくりについての情報交換、意見調整などを行っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
東京都福祉のまちづくり推進協議会の開催 (福祉保健局) 知事の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査・審議する知事の附属機関。都民代表、学識経験者、事業者、障害者団体の代表者等で構成し会議を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ○東京都福祉のまちづくり推進協議会開催 平成20年度 2回開催 ○専門部会開催 平成20年度 4回開催 	都における福祉のまちづくりを推進するため、引き続き開催する。
東京都福祉のまちづくり事業者団体等連絡協議会の開催 (福祉保健局) 福祉のまちづくりに関する施策の推進について事業者団体等と連絡協議、情報交換を行なうことにより、相互の有機的な連携を図る。事業者団体の代表者等で構成し会議を開催する。	平成20年度 1回開催	福祉のまちづくりにおける事業者団体等との有機的な連携を図るため、引き続き開催する。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>東京都福祉のまちづくり区市町村連絡会議の開催 (福祉保健局)</p> <p>東京都における福祉のまちづくりに関する施策の推進について周知し、さらに、区市町村独自の福祉のまちづくりの推進を促すため、区市町村の福祉のまちづくり担当部署の職員により構成する会議を開催する。</p>	<p>平成20年度 3回開催</p>	<p>区市町村による福祉のまちづくりの推進を促すため、引き続き開催する。</p>
<p>東京都福祉のまちづくり推進本部の開催 (福祉保健局)</p> <p>知事を本部長とした庁内組織であり、東京都における福祉のまちづくりに係る施策の検討及び総合化、施策の推進及び総合調整を行うため、開催する。</p>	<p>東京都福祉のまちづくり推進本部幹事会の開催 平成20年度 2回開催</p>	<p>都における福祉のまちづくりを推進するため、引き続き開催する。</p>



戦略14 思いやりの心の醸成・教育の推進

(関係局：総務局、教育庁、東京消防庁)

<現状と課題>

- 道路や建物の整備を進めても、視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や置き看板など、利用する人のルールやマナーの遵守が十分とは言えない現状がある。
- また、子供連れの方や妊産婦が、階段の上り下りなどで周囲の人の理解や手助けが得られず、不安を感じている。
- こうした観点からも、あらゆるニーズや多様性への都民の理解を深め、まち中で困っている人に対し、自然に声をかけ助けあえるような心を育てていくために、学校教育や生涯学習の一層の充実が必要である。

<主な施策と事業>

施策1 生涯学習の充実

- 困っている人に対し、助けあえるような思いやりのある心を育てていくために、都民に対して、福祉のまちづくりへの理解を深める生涯学習の場を提供していきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>首都大学東京オープンユニバーシティ講座の開催 (総務局)</p> <p>都民や社会人等の生涯学習ニーズに対応するため「開かれた大学」として、学内で培った教育・研究の成果を都市に暮らす人々の共有財産として享受し、活用してもらうため都民や社会人等を対象にオープンユニバーシティを実施する。</p>	<p>首都大学東京オープンユニバーシティにて、福祉分野関連の講座を開講予定</p> <p>場所 飯田橋キャンパス他</p>	<p>引き続き生涯学習や継続学習などの社会ニーズに対応、大学に蓄積された教育研究の成果を都民へ還元する。</p>

施策2 学校教育の推進

○将来の地域社会における福祉のまちづくりの担い手である児童や生徒が、豊かな心をはぐくむとともに、安心・安全な社会づくりに参加し貢献できるよう、学校における教育の充実を図っていきます。

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>トライ&チャレンジキャンペーンの実施 (教育庁)</p> <p>学校教育において、子供たちに社会性や豊かな心をはぐくむためには、奉仕活動、自然体験活動、環境保全活動、読書活動など様々な体験活動を推進することが重要である。そのため、児童・生徒が自主的、主体的に取り組んだ様々な体験活動を発表する「未来を拓く体験発表会」を行うことにより、各学校における様々な体験活動の一層の充実を図る。</p>	<p>未来を拓く体験発表会の開催</p>	<p>子供たちに豊かな心をはぐくみ、社会性を身に付けることができるようにする。</p>



学校と地域をつなぐ鼓笛隊の演奏に取り組む三鷹市立南浦小学校

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>奉仕体験活動の推進 (教育庁)</p> <p>都立高校生に奉仕体験活動を通して、社会の一員であることや社会に役立つ喜びなどを体験的に学ぶ機会を設定し、地域・社会に貢献する人材の育成を行う都立高等学校の実現を目指す。</p> <p>そのため、教科「奉仕」の教育活動を効果的に展開できるように、学校外の教育資源と連携を図るための体制を整備する。</p>	<p>○教科「奉仕」推進者養成研修の実施 各都立高校での教科「奉仕」推進者の養成</p> <p>○都立高校生が運営する奉仕体験活動フォーラムの実施 (平成20年度、21年度)</p>	<p>○教科「奉仕」推進者養成研修において、各都立高等学校での教科「奉仕」の推進の中心となる教員を養成する。</p> <p>○奉仕体験活動フォーラムを実施し、自らの社会貢献活動を発表することで、活動に対する成就感、達成感を醸成し、生徒の自発的な奉仕活動の精神を養い、社会貢献への自覚を高める。</p>
<p>学校における安全教育の推進 (教育庁)</p> <p>安全に関して必ず指導すべき基本的事項を明確化し意図的・計画的に配置した、総合的な安全教育プログラムの実践的な手引きを作成し、公立学校の全教職員及び教育関係機関に配布することで、児童・生徒に危険を予測し回避する能力や、他者や社会の安全に貢献できる資質や能力を身に付けさせる。</p>	<p>安全教育プログラムの作成及び配布</p>	<p>生涯を通じて安全な生活を送る基礎を、すべての児童・生徒に身に付けさせる。進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を養う。</p>

主な事業	現在 (20年度末までの見込み)	5年後の目標 (25年度末の到達目標)
<p>児童等に対する防火防災教育 (東京消防庁)</p> <p>児童・生徒等へ防災教育を推進していく中で、地震・火災等の災害及び遊具、エスカレーターやエレベーターなどの建築設備や日常生活用品等に起因して発生した都民生活事故事例を基に、これら事故に対する児童・生徒等自らの危険予測及び危険回避能力を高めるための教育を実施する必要がある。</p> <p>そこで、消防職員や消防団員等が学校に出向いて、教材等を活用し総合防災教育を教育関係機関と連携し推進する。</p>	<p>東京消防庁管内では、幼児期から社会人までの防災教育を体系的に推進している。</p> <p>平成20年度から各学校と連携を図り、平成21年度には学校等における防災教育の実施機会の拡充を図るため、教育関係機関等に依頼するとともに、実施内容等について調整する。</p>	<p>○教材の作成及び拡充 児童等の発達段階に応じた教材の作成及び教育訓練資器材の拡充を図る。</p> <p>○児童・生徒等の個々の防災行動力が向上されるとともに、地域の防災行動力が向上し、災害に強いまちづくりが推進される。</p>



地震が来たときの行動要領を、子どもたちが楽しみながら学ぶように教材を使って指導